第二十条及び第二十三条第三項中「第四条第十七号」を「第四条第一項第十七号」に、「第六十五号及び第六十七号」を「第六十三号及び第六十五号」に改める。

第二十六条第一項中「第四条第二十一号」を「第四条第一項第二十一号」に改める。

附則第二項中「第四条第十七号」を「第四条第一項第十七号」に改める。

附則第四項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第十条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、文部科学省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　文部科学省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、文部科学省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第十六条及び第十九条中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

附則第二項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　地方支分部局（第十七条―第二十四条）」を「第四節　特別の機関（第十六条の二）
第五節　地方支分部局（第十七条―第二十四条）」に改める。

第三条第二項中「厚生労働省は、前項のほか」を「前項に定めるもののほか、厚生労働省は」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、厚生労働省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4　厚生労働省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二　自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定する自殺対策の大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。

第四条に次の一項を加える。

3　第一項に定めるもののほか、厚生労働省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加え、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第十九条第二項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第三章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　特別の機関

（自殺総合対策会議）

第十六条の二　別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、自殺総合対策会議とする。

2　自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十二条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、農林水産省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　農林水産省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条中第三十六号を削り、第三十五号を第三十六号とし、第六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

第四条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、農林水産省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「（次条から第十六条までにおいて「会議」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、食育推進会議とする。

第十三条の前に見出しとして「（農林水産技術会議）」を付し、同条中「会議」を「農林水産技術会議」に改める。

第十四条第一項及び第十五条第一項中「会議」を「農林水産技術会議」に改める。

第十六条中「第十二条から前条まで」を「第十二条第一項及び前三条」に、「会議」を「農林水産技術会議」に改める。

第三章第四節中第十六条の次に次の一条を加える。

（食育推進会議）

第十六条の二　食育推進会議については、食育基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十八条第一項第一号中「第四条第三号から第十号まで、第十一号」を「第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号」に、「第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号」を「第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号」を「第二十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号」に、「第三十五号」を「第三十六号」に改める。

第十九条第一項中「第四条第四十六号」を「第四条第一項第四十六号」に改める。

第二十条第一項第一号中「第四条第四号から第六号まで、第九号」を「第四条第一項第四号、第五号、第七号」に改め、「第十一号」の下に「、第十二号」を加え、「第十三号、第十四号、第二十四号、第二十五号」を「第十四号、第十五号、第二十五号、第二十六号」に改める。

第二十四条中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に、「第九号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号」を「第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号」に改める。

第三十一条中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に、「第九号から第十二号まで、第三十三号」を「第十号から第十三号まで」に改め、「第三十五号」の下に「、第三十六号」を加える。

附則第二項及び第三項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。